令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢令和６年度介護報酬改定について｣ナレーション原稿

**特定施設入居者生活介護 編**

**第１スライド**

　｢特定施設入居者生活介護｣事業所の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成・支援を目的として行っており、いわゆる「監査」とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これから、令和６年度介護報酬改定についてのうち、主なものについてご説明します。

　それでは、始めます。

**第２～３スライド**

最初に、「特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化」です。

　夜間の看護職員の体制を強化し、医療的ケアを要する者の積極的な受入れを促進する観点から、特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制加算を見直し、「夜勤又は宿直の看護職員の配置」を行う場合について評価する新たな区分を設けます。その際、現行の加算区分について、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行うものです。算定要件等はこの（第３）スライドに記載のとおりです。　詳細は「自主点検表」第７ １３「夜間看護体制加算」をご覧ください。

**第４～５スライド**

次に「協力医療機関との連携体制の構築」です。

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、次の（第５）スライドに記載の見直しを行います。

詳細は「自主点検表」第４　２０「緊急時等の対応」をご覧ください。

**第６スライド**

　次に「協力医療機関との定期的な会議の実施」です。

　医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行います。

　協力医療機関の要件は、①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること、となります。

詳細は「自主点検表」第７ １５「協力医療機関連携加算」をご覧ください。

**第７スライド**

　次に「入院時等の医療機関への情報提供」です。

　入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設します。

　算定要件は、医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に利用者１人につき１回に限り算定します。

　詳細は「自主点検表」第７ １９「退居時情報提供加算」をご覧ください。

**第８～１０スライド**

次に「業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」です。

　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算するものです。

減算される基準はこの(第９)スライドに記載のとおりです。

　なお、この(第１０)スライドに記載のとおり、令和７年３月３１日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない経過措置があります。

　詳細は「自主点検表」第７ ８「業務継続計画未策定減算」をご覧ください。

**第１１～１２スライド【音声と相違あり】**

次に「高齢者虐待防止の推進」です。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じてください。この措置が講じられていない場合、具体的には、この(第１２)スライドに記載のとおり、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底を図ること、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に、基本報酬を減算するものです。

詳細は「自主点検表」 第７ ７「高齢者虐待防止措置未実施減算」をご覧ください。

**第１３スライド**

　次に「特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化」です。

　全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における「口腔衛生管理体制加算」を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととします。その際、３年間の経過措置期間を設けることとされています。

　詳細は「自主点検表」 第４ １３「介護」をご覧ください。

**第１４スライド**

　次に「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け」です。

　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。その際、３年間の経過措置期間を設けることとされています。

　詳細は「自主点検表」第４ ３７「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」をご覧ください。

**第１５スライド**

　最後に「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化」です。

　詳細は「自主点検表」第７ ２６「介護職員等処遇改善加算」をご覧ください。

　以上が、令和６年度介護報酬改定における主な事項です。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。